

法学研究科開設記念号 発刊にあたって

法学研究科長 榑原秀訓

南山大学法学部は、1977年に発足し、1981年に法学研究科を設置しました。2004年には法務研究科（法科大学院）を開設しましたが、その際に、大学院教育を法務研究科に転換するために、2003年度末に法学研究科を廃止しました。その後、法科大学院が置かれている環境や法学部・法務研究科における教員数増を受けて、教育研究の質を継続しつつ教員の高度な教育研究水準を法学研究科における研究者養成や高度専門職業人養成に向けることが可能となったことから、博士前期課程指導教員14名、博士後期課程指導教員12名で2019年4月に法学研究科を開設し、博士前期課程と博士後期課程とともに新入生を迎えることができました。この法学研究科を開設した趣旨を、簡単に確認しておきます。

わが国における法制定や法改正などの近年の法整備は、予想を超えた速さで行われ、また、重要な基本的法制度を対象としています。このような法の転換期に対応するために、法解釈にとどまらない法的原理や原則を探究し、法的価値の衝突を調整するアプローチの法学研究が必要となっています。従来の法学教育においては、法的三段論法に基づく法解釈が中心となっており、法解釈を行う法曹養成を目的とする法科大学院開設以降、その傾向がより一層強まったと考えられますが、法解釈学にとどまらない上記のようなアプローチの法学教育も必要となっています。

一般に、正義、公正、自由、平等のような基本的な法的価値を含めて重視される法的価値は、時代や国・地域・自治体によって異なっています。ま

た、正義等の概念の内容自体が時代や国・地域・自治体によっても異なっています。法の転換期にある現在において、諸国間でまたは一国の内部において、異なる法的価値が衝突したり、相互に影響を与えて特定の法的価値が浸透したりしています。このような状況の下で、どのような均衡をとるべきかにかかわって、いかなる法的価値を考慮し、いかなる法的価値にどの程度の比重を置くべきかを検討し、国、自治体や企業等にとって自らに適切な法的価値の選択を示すことが求められています。

法の転換期の背景として、条約・国際的ルールからの要因、他の国の法という比較法からの要因、国民・企業等の国内からの要因といった様々な要因による法制定や法改正などの法整備の必要性をあげることができます。法の転換期においては、単に法が安定し、予測可能であることのみならず、法が社会的変動に伴い、有効に機能することを保障することが重要になってきます。法解釈学を中心とするアプローチ以上に、これらの要因を受けつつ、現実の変化という実態に焦点を当てたアプローチが必要で、これらの要因によって影響を受けつつ、新たな法の制定や既存の法の改正という法整備において、法的価値の選択をしていかなければならないわけです。

もちろん、法的価値の選択を行う際には、自国の基本的な価値に反する場合には違憲や違法との判断もなされる可能性があり、あるいは法的には可能であっても政治的・経済的に不可能といった場合もあり、法的選択にも一定範囲の枠があり、法整備の対象ごとにどこからの要因をどの程度重視するかは異なっています。このように、法の整備においては法的価値の選択が必要であり、法の一定の統一化が必要な場合であっても、法整備や法の解釈適用がすべて画一的なものになるわけではありません。国際社会、他国の法である比較法、国内の国民・企業等からの要因により日本法が転換されると考えられますが、それとともに、日本法内部での相互作用や、各々の要因の相互作用が法の転換に影響を与えることもあり、それらも必要に応じて考慮する必要があります。

法学研究科では、以上のように、法の転換期において、上記の様々な要因

を考慮しつつ、一定の範囲内で法的価値の選択をして法整備を行うことから、法的価値の選択に焦点を当てて、その意義や限界を明らかにし、さらに、その法的価値の選択が、その後の法の適用解釈に与える影響を分析しようとしています。南山大学の法学系の大学院としては、法曹を目指す者のための法科大学院の他に、多様な法的価値の衝突や選択についてより原理的根源的な探究を目指す者のために、新たに法学研究科を開設したわけです。このような開設の趣旨に関心を有する多くの者に、法学研究科の知の共同体に加わっていただければ幸いです。

(2020年4月記)